

名古屋市 障害者スポーツ大会

場所 名古屋市障害者スポーツセンター体育室

参加費
無料

ボッチャの部

開催日 令和7年9月14日

参加資格

- 1 名古屋市在住、または名古屋市内の学校、施設に通っている方で身体障害者手帳をお持ちの方（障害区分表参照）
- 2 令和7年4月1日現在で12歳以上の方



申し込み締め切り

7月31日

1 日時

令和7年9月14日（日）

- ・開 場 12:00（予定）
- ・競技開始 13:00（予定）
- ・表 彰 随時予定
- ・閉 会 式 17:00（予定）



2 会場

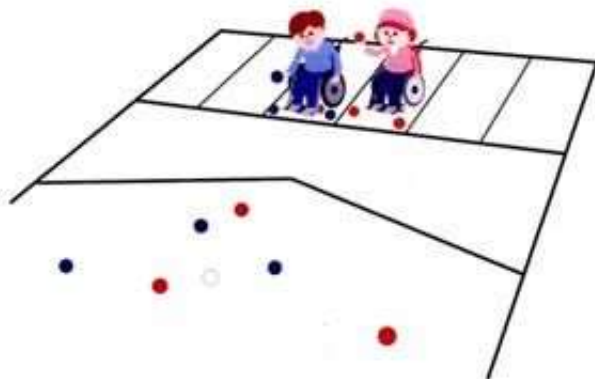
名古屋市障害者スポーツセンター
名古屋市名東区勢子坊二丁目 1501 番地
電話 052-703-6633 FAX052-704-8370

3 申込方法

別紙「名古屋市障害者スポーツ大会ボッチャの部大会申込用紙」に必要事項を記入し、名古屋市障害者スポーツセンターまたは各区役所福祉課へ、郵送もしくは持参

4 申込期間

令和7年7月1日（火）～7月31日（木）



5 競技規則

令和7年度版全国障害者スポーツ大会競技規則に準じて行う

(1)施設と用具

- ①コールルームは設置しない
- ②マイボールでない場合、各コートに置いてある主催者ボールを使用することができる
- ③投球補助具(以下、「ランプ」という)は、横に倒した際に投球エリア（2.5m×1m）に収まる寸法でなければならない
※ランプの貸出は行わない
- ④スポーツアシスタント及びランプオペレーターの方は、大会本部が準備するビブスを借用し、試合の際は必ず着用すること
- ⑤用具検査は大会当日、参加者の中からランダムにチェックする

(2)競技方法

- ①リーグ戦またはトーナメント戦方式の個人戦で実施 ※1組最大4名
- ②申込状況等により1試合2エンドで実施
- ③先攻（赤ボール）と後攻（青ボール）は、じゃんけんで決定
- ④勝敗は、各エンドの得点の合計点で決定
※同点の場合、タイブレイク（ファイナルショット）

(3)ウォームアップ

- ①開場時間から競技開始5分前まではフリー練習とする
- ②試合コートのウォームアップは、各自のボール7球全て投球するか、制限時間1分間のどちらか早い方とする

6 表彰

- (1)1～3位に表彰を行うが、トーナメント方式の場合、3位決定戦は行わない

7 個人情報の取り扱い

- (1)大会申込用紙により得た個人情報は、大会実施に関すること以外には使用しません

- (2)大会中は、写真撮影等の制限はしません

※主催者の他、報道機関等により撮影された映像等が、公表される可能性があることをご承知おきください

8 その他

- (1)大会募集チラシや申込用紙は、名古屋市障害者スポーツセンターウェブサイトにも掲載しています

- (2)これら以外の大会必要事項は、主催者が別に定めます

- (3)当日体調不良の場合は、参加を見合わせていただく場合があります

- (4)申込期間終了後、約3週間後に申込完了通知を送付します。届かない場合はご連絡ください

9 問合せ先

名古屋市障害者スポーツセンター（担当：小島・堀田）

〒465-0055 名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地

電話 052-703-6633 FAX052-704-8370

障 害 区 分 表

障 害	障害区分・解説			立位	座位	区分 番号
切断・機能障害	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全及び両下肢不完全 【解説】①上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で両側下肢の3大関節（股・膝・足関節）全てに機能障害があり、立位で競技する者 ②脳原性麻痺以外で四肢（両上肢及び両下肢）に機能障害があり、立位で競技する者	第6頸髄まで残存 【解説】肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）			○	1
		第7頸髄まで残存 【解説】肩関節周辺と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）			○	2
		第8頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）			○	3
		多肢切断 【解説】上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者			○	4
		四肢麻痺で車いす常用または、使用 【解説】脳原性麻痺により四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある車いす使用者			○	5
	脳原性麻痺 （脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	けって移動 【解説】脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを操作する者			○	6
		片上下肢で車いす常用または、使用 【解説】脳原性麻痺による片側障害で、片側の上肢と下肢で車いすを操作する者			○	7
		その他走不能 【解説】脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることでできない者			○	8
		電動車いす常用 【解説】脳原性麻痺や脳原性麻痺以外の四肢麻痺者、多肢切断で、日常的に電動車いすを使用している者			○	9
					○	10